

米子市下水管渠実施設計業務委託標準仕様書

平成 3 0 年 (改定)

米 子 市 下 水 道 部

下水管渠実施設計業務委託標準仕様書

米子市下水道部

第1章 総 則

1-1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1-2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様書については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1-3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1-4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1-8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1-9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、米子市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1-10 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）、技術士（下水道）又は下水道法に規定さ

れた資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1-11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1-12 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了後に監督員の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1-13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、米子市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1-14 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1-15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1-16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、米子市、受託者協議の上これを定める。

第2章 調 査

2-1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2-2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2-3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2-4 公私道調査

道路、水路等について地図等並びに土地登記簿等により調査確認しなければならない。

※地図等とは登記所に備え付けられた不動産登記法所定の地図または地図に準ずる図面

2-5 在来管調査

在来管調査は、2-3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホールおよび柵の老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2-6 汚水ますの調査

受託者は、汚水ますの位置、深さ、数量等を決定するにあたり、現地踏査により現地を十分に把握し、地図等及び土地登記簿等により調査確認しなければならない。ただし、受託者の責任において決定できない場合は、監督員と協議する。

第3章 設計一般

3-1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と監督員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3-2 設計基準等

設計に当っては、米子市の指定する図書及び本仕様書第7章の準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について米子市と協議の上、定めるものとする。

3-3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3-4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3-5 事業計画図書の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3-6 参考資料の貸与

米子市は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、米子市下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3-7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4-1 現地作業

特記仕様書に示された設計対象区域において、マンホール位置、柵位置、立坑位置の選点及び測距、高さの測定、横断の測定（開削、刃口・小口径管推進の場合には約50mに1箇所、密閉型推進工法、シールドの場合には約100mに1箇所とし、この範囲を超える場合は別途計上とする。）等を行わなければならない。

4-2 設計図の作成

主要な設計図は、A1（594mm×841mm）とし、下記により作成すること。図面完成時には監督員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 (S=1/10,000~1/2,500) は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 (S=1/2,500) は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図 (S=1/500) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、区画割施設平面図と同一の記号を用い設計区間の占用位置、人孔及び立坑の位置、管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、及び管渠の名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 (S=1/100~1/300) は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所および河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面及び横断図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 (S=縦1/100、横1/500) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、人孔の種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図 (S=1/50~1/100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

米子市下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状の人孔及び柵等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4-3 各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、米子市と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4-4 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4-5 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概

要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5-1 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5-2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5-3 照査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう。）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提 出 図 書

6-1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6-2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000 ～1/2,500	縮小版（A3）2部
(2) 系統図	1/2,500	〃
(3) 施設平面図	1/500	〃
(4) 詳細平面図	1/100 ～1/300	〃
(5) 縦断面図	縦1/100・横1/500	〃
(6) 横断面図	1/50 ～1/100	〃
(7) 構造図	1/10 ～1/100	〃
(8) 仮設図・断面図	1/10 ～1/100	〃
(9) その他必要図面（公図等）		〃
(10) 流量表		2部
(11) 工法比較検討書		〃
(12) 構造計算書		〃
(13) 数量計算書		〃
(14) 金抜設計内訳書		〃

(15) 特記仕様書	2部
(16) 施工計画書	〃
(17) 占用願図書	〃
(18) 電子データ化設計図書 (CD-ROM)	1枚

(s f c)

6-3 その他の資料

図 書 名	提 出 部 数
(1) 調査、渉外関係記録一覧表	2部
(2) 設計対象流域調査資料	〃
(3) 埋設物調査資料	〃
(4) 在来管調査資料	〃
(5) 汚水桝調査資料	〃
(6) 特殊工法等による資料	〃
(7) 土地所有者名簿	〃
(8) その他の資料	〃

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料。

※提出図書は必要に応じ監督員と協議すること

第7章 参考図書

7-1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 米子市下水道設計標準
- (2) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (3) 下水道維持管理指針 管路施設編 (日本下水道協会)
- (4) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (5) 下水道管路施設設計の手引 (日本下水道協会)
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (7) 下水道施設耐震計算例 - 管路施設編 (日本下水道協会)
- (8) 下水道推進工法の指針と解説 (日本下水道協会)
- (9) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (日本下水道協会)
- (10) 水理公式集 (土木学会)
- (11) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (12) トンネル標準示方書 (シールド編) 同解説 (土木学会)
- (13) トンネル標準示方書 (山岳工法編) 同解説 (土木学会)
- (14) トンネル標準示方書 (開削工法編) 同解説 (土木学会)
- (15) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (16) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (17) 道路土工 - 仮設構造物工指針 (日本道路協会)

- (18) 道路土工 - 擁壁工指針 (日本道路協会)
- (19) 道路土工 - カルバート工指針 (日本道路協会)
- (20) 共同溝設計指針 (日本道路協会)
- (21) 道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)
- (22) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (24) 改定新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)
- (25) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
- (26) 道路橋下部構造設計指針 (日本道路協会)
- (27) 土木工学ハンドブック (土木学会)
- (28) 土質工学ハンドブック (土質工学会)
- (29) 港湾構造物設計基準 (日本港湾協会)
- (30) 河川管理施設等構造令及び河川管理施設等構造令施行規則
- (31) 道路技術基準 (建設省)
- (32) 建設工事公衆災害防止対策要綱 (建設省)

管渠実施設計参考図面等

米 子 市 下 水 道 部

下水道台帳記号

施設名称	備考	施工路線 (実線)	既設路線 (破線)	計画路線 (一点鎖線)
幹線管渠				
枝線管渠				
小型マンホール (20)	内径20cm			
小型マンホール (30)	内径30cm			
1号マンホール	内径90cm			
2号マンホール	内径120cm			
3号マンホール	内径150cm			
4号マンホール	内径180cm			
5号マンホール	内径220cm			
く形5号マンホール	内径210×120cm角型			
く形6号マンホール	内径260×120cm角型			
く形7号マンホール	内径300×120cm角型			
0号マンホール	内径75cm			
楕円マンホール	内径90×60cm			
特1号マンホール	内法60×90cm角型			
特2号マンホール	内法120×120cm角型			
特3号マンホール	内法150×120cm角型			
特4号マンホール	内法180×120cm角型			
Y号マンホール	内径60cm			
雨水吐室	分水人孔			
く形きよマンホール				
特殊マンホール				
伏越マンホール				
マンホールポンプ付マンホール				
吐け口				
空気弁				
泥吐口				
仕切弁				
汚水ます及び取付管				
雨水ます及び取付管				
差し管及び取付管				
路線 番号	幹線管渠			
	枝線管渠			

ますの種類	記号
ドロップます	(D)
流入受口取付形	(M)